

# 企業立地促進費補助金 活用マニュアル

## はじめに

北海道は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関し、道の責務及び事業者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を一体的かつ相乗的に推進し、もって北海道の経済の活性化及び雇用の機会の創出に資することを目的として、「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成19年12月21日北海道条例第68号）を制定し、平成20年4月1日から施行いたしました。

そして、企業立地の促進及び中小企業の強化を図るための助成の措置については「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則」（平成20年3月31日北海道規則第66号）を制定し、同年4月1日から施行いたしました。

このマニュアルは、このうち企業立地の促進の助成措置である「企業立地促進費補助金」について、助成措置の概要とその要件等について解説するとともに、補助金の申込みである「認定申請」を行う上での留意点についてまとめたものです。事業者の皆様が助成措置を活用されるに際して、参考にいただければ幸いです。

## ■「企業立地促進費補助金」の概要

- ・ 道内に工場等を新設、増設又は本社機能移転をしようとする事業者の皆様に対し、予算の範囲内において補助金を交付いたします。
- ・ 建物の建設や機械の購入など、事業者の皆様への投資に対する補助です（本社機能移転事業（賃借）の場合は賃料に対する補助となります）。
- ・ 地域、業種、最低投資額、雇用者数などについて条件があります。
- ・ 交付申請に先立って、立地計画の認定申請をしていただきます。
- ・ 立地計画の認定申請は、工事に着手する日の前90日から着手する日まで（本社機能移転事業（賃借）の場合は、雇用増の要件を満たす日の前60日から後30日まで）の期間内に行っていただきます。
- ・ なお、債務超過の状態にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは、認定しない場合があります。
- ・ 交付申請は、操業開始後（事業計画に記載する事業を開始した後を言います。）であって、かつ工事の完成した日の属する事業年度の決算が完了した後（本社機能移転事業（賃借）の場合は、雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から1年後）に、行っていただきます。
- ・ 地域、業種、新設・増設の区分、雇用者数等に応じて、最大15億円を交付できる制度です。
- ・ 補助額は、交付決定時に確定します。
- ・ 補助金は、補助額により10年以内の期間に分割して支払われますので、ご了承ください。
- ・ 補助事業者は、倒産などの場合を除き、交付決定後10年を超えて操業していただくことが義務付けられます。

### <本制度における「新設」「増設」の定義>

○「新設」：次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 道内に工場等を有していない者が新たに道内に工場等を設置すること
- (2) 既に道内に工場等を有する者が、新たに日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること
- (3) 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること（(4)に掲げるものを除く）
- (4) 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分を賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること

○「増設」：既に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで、新設以外のものをいいます。

# 1 対象地域別の助成の措置の概要

## (1) 道内全域を対象とするもの

類型	対象業種等	対象要件	区分	助成額	限度額
I	本社機能移転事業（賃借）	雇用増：20人以上 （札幌市は30人以上）	新設	1年間の賃料の2分の1×3年間 （札幌市は1年間）	1,000万円/年
	自然科学研究所	投資額：10億円以上 研究者：5人以上	新設	投資額×10%	10億円
		投資額：5億円以上 研究者：5人以上	増設	投資額×5%	3億円

## (2) 道内全域（札幌市を除く）を対象とするもの（植物工場は工業団地【※1】又は工場適地【※2】に限る）

類型	対象業種等	対象要件	区分	助成額	限度額
I	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 （注1） 高機能素材・複合材料関連製造業（注1） 半導体関連産業	投資額：5億円以上	新設	投資額×10%	15億円【※4】
	増設		投資額×5%	5億円	
	電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場	雇用増：20人以上	新設	投資額×10%	10億円【※5】
	新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業		増設	投資額×5%	3億円
	新エネルギー供給業	投資額：10億円以上 雇用増：1人以上	新設	投資額×5%	1億円
			増設	投資額×2.5%	5,000万円
	データセンター事業（再生可能エネルギー活用型）【※3】	投資額：20億円以上 雇用増：5人以上	新設	投資額×10%	15億円
			増設	投資額×5%	5億円
	基盤技術産業	投資額：2,500万円以上 雇用増：5人以上	新設	投資額×10%	3億円
			増設	投資額×5%	
	本社機能移転事業（設備投資）	投資額：1億円以上 雇用増：20人以上	新設	投資額×10%	1億円
	高度物流関連事業（注2）	投資額：20億円以上 雇用増：20人以上	新設	投資額×10%	5億円
			増設	投資額×5%	1億5,000万円

**(3) 「特別対策地域」【※6】及び「地域未来投資促進法適用地域」【※7】を対象とするもの**

類型	対象業種等	対象要件	区分	助成額	限度額
II	製造業	投資額：2,500万円以上	新設	投資額×4%	1億円
	自然科学研究所	雇用増：3人以上 市町村が行う立地助成措置の対象となる事業者であること（札幌市にあっては、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設を行うものに限る）	又は	（地域未来投資促進法適用地域特例【※8】の場合は、投資額×8%） （市町村が行う立地助成措置の内容を上回る場合は、相当額となるように調整）	
	高度物流関連事業 （注2）		増設		
	IT産業 データセンター事業 コールセンター事業		（注3）		

（注1）地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業であって、知事が特に必要と認めるもの（外部審査会による審査で、高い経済波及効果等を認められたもの。）に限ります。

（注2）施設設置者と物流事業者が異なる場合（以下「賃貸型高度物流関連事業」という。【※9】）を含む。

（注3）地域未来投資促進法適用地域にあっては、新設に限ります。

**(4) 「工業団地」【※1】を対象とするもの（植物工場は工業団地又は工場適地【※2】に限る）**

類型	対象業種等	対象要件	区分	助成額	限度額
II	製造業	投資額：5,000万円以上	新設	投資額×8%	1億円
	植物工場	雇用増：3人以上	増設	投資額×4%	

**(5) 助成率を加算するもの**

名称	対象業種	加算要件	加算率
環境配慮型工場等	本社機能移転事業（賃借）及び類型Ⅰのデータセンターを除く全ての対象業種・事業	先進的な設備の導入や新エネルギーの活用などにより工場全体のエネルギー消費量を10%低減するもの	+1%
重点地域特例	本社機能移転事業（賃借）を除く全ての対象業種・事業	過疎地域及び過疎地域とみなされる区域であって、地域未来投資促進法に規定する促進区域（北海道GX地域未来投資促進基本計画における促進区域を除く）へ立地するもの	+1%

**<用語の解説>**

上記の（※）が記されている用語の定義は次のとおりです。

**【※1】「工業団地」**

- ・道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された「工業団地台帳」に登載されている工業団地（計画中や構想中のものを除く）であって、札幌市以外の区域にあるものをいいます。

**[※2] 「工場適地」**

- ・工場立地法第3条第1項の工場立地調査簿に登載されている工場適地であって、札幌市以外の区域にあるものをいいます。

**[※3] 「再生可能エネルギー活用型」**

- ・データセンターで消費する電力の量に占める再生可能エネルギー源を利用して得られる電力の量の割合が100分の60以上であると知事が認めるものをいいます。

**[※4] 「自動車関連製造業」、「宇宙・航空機関連製造業」、「高機能素材・複合材料関連製造業」の「新設」に係る限度額の「上限スライド制」**

- ・次のとおり雇用増の規模に応じて限度額を上げます。

雇用増	限度額
20人以上 50人未満	5億円
50人以上 100人未満	10億円
100人以上	15億円

**[※5] 「電気・電子機器製造業」「医薬品製造業」の「新設」に係る限度額の「上限スライド制」**

- ・次のとおり雇用増の規模に応じて限度額を上げます。

雇用増	限度額
20人以上 50人未満	5億円
50人以上	10億円

**[※6] 「特別対策地域」**

- ・次に掲げる地域又は区域を含む市町村の区域をいいます。ただし、合併市町村であって、次に掲げる地域又は区域が、一部の合併関係市町村の区域に限定されている場合は、当該合併関係市町村の区域としません。

- (1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第2条に規定する農村地域
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域及び同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域
- (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
- (5) 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項に規定する低開発地域工業開発地区
- (6) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第7条第2項第1号に規定する振興拠点地域
- (7) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項の同意基本計画に係る同法第6条第4項の拠点地区であって、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号）第1条に規定する地方公共団体の区域内にあるもの
- (8) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する法律（平成12年法律第148号）第3条第1項の規定により指定された原子力発電施設等立地地域

**[※7] 「地域未来投資促進法適用地域」**

- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき国の同意を得た基本計画に定められた促進区域（北海道GX地域未来投資促進基本計画における促進区域を除く。）であって、上記「特別対策地域」と重複していない地域をいいます。

**[※8] 「地域未来投資促進法適用地域特例」**

- ・特別対策地域に該当し、かつ、地域未来投資促進法に基づき国の同意を得た基本計画に定められた促進区域（北海道GX地域未来投資促進基本計画における促進区域を除く。）に該当する地域における工場等の新設であって、かつ類型Ⅱの対象要件を満たす場合に、補助率を引き上げる特例です。

### 【※9】「賃貸型高度物流関連事業」

- ・次の場合に補助対象とし、申請は施設設置者と物流事業者の連名によるものとします。
  - 1 施設設置者が当該高度物流施設の建物を新設又は増設し、これを賃貸の用に供すること。
  - 2 物流事業者が当該高度物流施設を賃借し、かつ、当該高度物流施設において業務を開始すること。
  - 3 施設設置者と物流事業者が親会社、子会社又は関連会社ではないこと。
  - 4 当該高度物流施設について施設設置者と物流事業者との間に賃貸借の期間を10年以上とする契約があること。

## 2 対象業種（※日本標準産業分類については、令和6年4月1日に施行された新分類によります。）

### (1) 製造業

#### ア 「製造業」（類型Ⅱ）

- ・日本標準産業分類の大分類「E 製造業」に該当する業種をいいます。

#### イ 「自動車関連製造業」（類型Ⅰ）

- ・日本標準産業分類の小分類「311 自動車・同附属品製造業」に該当する業種をいいます。

#### ウ 「宇宙・航空機関連製造業」（類型Ⅰ）

- ・日本標準産業分類の以下の小分類に該当する業種をいいます。
  - 1 「314 航空機・同附属品製造業」
  - 2 「319 その他輸送用機械器具製造業」のうちロケット製造業（武器用を除く）、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業、気象観測用バルーン製造業

#### エ 「高機能素材・複合材料関連製造業」（類型Ⅰ）

- ・日本標準産業分類の以下の小分類に該当する業種をいいます。
  - 1 「111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」
  - 2 「141 パルプ製造業」
  - 3 「142 紙製造業」
  - 4 「143 加工紙製造業」
  - 5 「161 化学肥料製造業」
  - 6 「162 無機化学工業製品製造業」
  - 7 「163 有機化学工業製品製造業」
  - 8 「164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」
  - 9 「166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」
  - 10 「169 その他の化学工業」
  - 11 「171 石油精製業」
  - 12 「172 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）」
  - 13 「211 ガラス・同製品製造業」
  - 14 「216 炭素・黒鉛製品製造業」
  - 15 「217 研磨材・同製品製造業」
  - 16 「221 製鉄業」
  - 17 「222 製鋼・製鋼圧延業」
  - 18 「223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」

- |    |                                   |
|----|-----------------------------------|
| 19 | 「224 表面処理鋼材製造業」                   |
| 20 | 「231 非鉄金属第一次製錬・精製業」               |
| 21 | 「232 非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」 |
| 22 | 「233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」      |

#### オ 「半導体関連産業」（類型Ⅰ）

- |    |  |
|----|--|
| •  | 日本標準産業分類の以下の小分類に該当する業種であって、半導体の製造に関連する事業をいいます。         |
| 1  | 「267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」                         |
| 2  | 「269 その他の生産用機械・同部分品製造業」                                |
| 3  | 「281 電子デバイス製造業」  |
| 4  | 「282 電子部品製造業」  |
| 5  | 「283 記録メディア製造業」  |
| 6  | 「284 電子回路製造業」  |
| 7  | 「285 ユニット部品製造業」  |
| 8  | 「289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」                            |
| 9  | 「296 電子応用装置製造業」  |
| 10 | 「299 その他の電気機械器具製造業」                                    |
| 11 | 「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」                                |
| 12 | 「303 電子計算機・同附属装置製造業」                                   |
| •  | また、上記の事業に付随して同一の事業所内で回路・レイアウトの設計の業務に係る事業を行う場合も対象になります。 |

#### カ 「電気・電子機器製造業」（類型Ⅰ）

- |    |   |
|----|---|
| •  | 日本標準産業分類の以下の小分類に該当する業種をいいます（オの半導体関連産業に該当する事業は除きます）。 |
| 1  | 「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」            |
| 2  | 「281 電子デバイス製造業」                                     |
| 3  | 「282 電子部品製造業」                                       |
| 4  | 「283 記録メディア製造業」                                     |
| 5  | 「284 電子回路製造業」                                       |
| 6  | 「285 ユニット部品製造業」                                     |
| 7  | 「289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」                         |
| 8  | 「291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」                          |
| 9  | 「292 産業用電気機械器具製造業」                                  |
| 10 | 「294 電球・電気照明器具製造業」                                  |
| 11 | 「295 電池製造業」   |
| 12 | 「296 電子応用装置製造業」                                     |
| 13 | 「297 電気計測器製造業」                                      |
| 14 | 「299 その他の電気機械器具製造業」                                 |
| 15 | 「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」                             |
| 16 | 「302 映像・音響機械器具製造業」                                  |
| 17 | 「303 電子計算機・同附属装置製造業」                                |

#### キ 「医薬品製造業」（類型Ⅰ）

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| • | 日本標準産業分類の小分類「165 医薬品製造業」に該当する業種をいいます。 |
|---|---------------------------------------|

## ク 「基盤技術産業」 (類型Ⅰ)

- ・ 日本標準産業分類の以下の小分類に該当する業種をいいます (オの半導体関連産業に該当する事業は除きます)。
  - 1 「183 工業用プラスチック製品製造業」
  - 2 「225 鉄素形材製造業」
  - 3 「235 非鉄金属素形材製造業」
  - 4 「245 金属素形材製品製造業」
  - 5 「246 金属被覆・彫刻業、熱処理業 (ほうろう鉄器を除く)」
  - 6 「265 基礎素材産業用機械製造業」
  - 7 「266 金属加工機械製造業」
  - 8 「267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」
  - 9 「269 その他の生産用機械・同部分品製造業」

## ケ 「食関連産業」 (類型Ⅰ)

- ・ 日本標準産業分類の以下の中分類に該当する業種をいいます。
  - 1 「09 食料品製造業」
  - 2 「10 飲料・たばこ・飼料製造業」
- ・ 上記に関連するもので、日本標準産業分類の以下の小分類に該当する業種をいいます。
  - 1 「253 一般産業用機械・装置製造業」
  - 2 「261 農業用機械製造業 (農業用器具を除く)」
  - 3 「264 生活関連産業用機械製造業」

## コ 「新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業」 (類型Ⅰ)

- ・ 新エネルギー供給業の発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、日本標準産業分類の以下の小分類に該当する業種をいいます。
  - 1 「184 発泡・強化プラスチック製品製造業」
  - 2 「243 暖房装置・配管工事用附属品製造業」
  - 3 「251 ボイラ・原動機製造業」
  - 4 「253 一般産業用機械・装置製造業」
- ・ 上記のほか、次に掲げる業務に係る事業をいいます。
  - 1 「234 電線・ケーブル製造業」であって、海底直流送電 (海底ケーブルを用いた直流の送電) に関連する業務
  - 2 「265 基礎素材産業用機械製造業」であって、水素等の脱炭素燃料の製造に関連する業務
  - 3 「313 船舶製造・修理業、船用機関製造業」であって、電気及び水素等の脱炭素燃料の運搬等に関連する業務

## サ 「植物工場」 (類型Ⅰ、類型Ⅱ)

- ・ 施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、次に掲げるいずれかを満たすもの
  - 1 工場と一体的に展開する植物工場 (工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの)
  - 2 実証機能を有する植物工場 (地中熱や太陽熱等の新エネルギーの活用や、コージェネレーション等の先進的な省エネ設備を導入し、植物工場単体で、投資採算性の向上に向けた実証機能を有するもの)

## (2) その他の業種 (事業)

### ア 「新エネルギー供給業」 (類型Ⅰ)

- ・ 太陽光、風力、水力、地熱又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定するバイオマスエネルギー源とした発電事業であって、次のいずれにも該当するものをいいます。（ただし、太陽光をエネルギー源とした発電事業については、平成 24、25 年度に国の設備認定を受け、平成 27 年度末までに着工するものに限ります）
  - 1 道内に本店を設置して行う事業をおこなうこと。
  - 2 市町村の支援（市町村が立地事業者に対して直接行う補助金その他反対給付を受けない給付金の交付及び地方税の課税免除又は不均一課税その他の税制上の優遇措置、若しくは、土地の無償提供、貸付及び融資の便宜供与等）の対象であること。

#### イ 「データセンター事業」（類型Ⅰ、類型Ⅱ）

- ・ 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業をいいます。
- ・ また、これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含みます。

#### ウ 「自然科学研究所」（類型Ⅰ、類型Ⅱ）

- ・ 日本標準産業分類の小分類「711 自然科学研究所」に該当する業種をいいます。

#### エ 「高度物流関連事業」（類型Ⅰ、類型Ⅱ）

- ・ 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす施設において行う事業をいいます。
  - 1 容積が 5,000 m<sup>3</sup>以上の一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫、貯蔵槽倉庫若しくは危険品倉庫（半導体製造に関連するものに限る）又は容積が 3,000 m<sup>3</sup>以上の冷蔵倉庫（食料品の温度の管理の用に供するものに限る。）を有する施設
  - 2 自動仕分装置、自動搬送装置、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、電動式密集棚装置、貨物保管場所管理システム等など自動制御又は遠隔制御を行うことができる設備を有する施設
  - 3 取引先との間で商取引に関するデータを電子的に交換するデータ交換システム等の設備を有する施設
  - 4 流通加工の用に供する設備を有する施設。
  - 5 太陽光、風力等の再生可能エネルギーによる発電システム又は外気、雪氷、地中熱等の自然エネルギーによる冷暖房システム等を有する施設

#### オ 「コールセンター事業」（類型Ⅱ）

- ・ 次に掲げる業務に係る事業をいいます。
  - 1 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの
    - (1) 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
    - (2) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務
  - 2 1 の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

#### カ 「本社機能移転事業（賃借）」（類型Ⅰ）

- ・ 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事業所を設置するもので、次のいずれにも該当するもの。
  - 1 建物又は建物の部分を賃借して事業所を設置するもの

- 2 事業所の面積が 300 平方メートル以上のもの
- 3 事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むもの
- 4 道外から道内に本社機能を移転することを公表するもの

#### キ 「IT産業」(類型Ⅱ)

- ・ 日本標準産業分類の以下の小分類に該当する業種をいいます。
  - 1 「391 ソフトウェア業」
  - 2 「392 情報処理・提供サービス業」
  - 3 「401 インターネット附随サービス業」

### 3 雇用増の対象

#### (1) 「常用雇用者」の定義

- ・ 事業者が申請事業所において新たに雇用する従業者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいいます。
  - 1 雇用期間の定めのない者であること
  - 2 雇用保険の被保険者であること(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)
  - 3 健康保険の被保険者であること
  - 4 厚生年金保険の被保険者であること
- ・ 雇用期間の定めがある場合でも、雇用契約書等で「自動契約更新条項」が明記され、更新回数の制限がなく、継続して雇用されている場合などには上記 1 と同様に扱う場合もあります。詳しくは、ご相談ください。

#### (2) 「出向者」の定義

- ・ 次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいいます。
  - 1 道外の他の事業者から出向した者であること
  - 2 当該工場等に勤務するために、道外から道内に転入した者であること
  - 3 道内に住所を有する者であること

#### (3) 「常用雇用者の人数」の定義

- ・ 常用雇用者及び出向者(出向者が 2 人以上あるときは、そのうち知事が認めた 1 人に限る。)の数の合計をいいます。

#### (4) 「雇用増」の対象

- ・ 工場等の新設の場合は、申請事業所において雇用する常用雇用者の人数をいいます。また、工場等の増設の場合は、当該工場等の増設に伴い増加する常用雇用者の人数をいいます。
- ・ 具体的には、操業等に直接従事する者のほか、工場等の操業等に関する総務、生産管理又は資材管理等の業務に従事する者(営業及び販売、配送等に従事する者を除く)を含むものとします。
- ・ 類型Ⅱについては、補助対象施設と一体的に事業を行う施設を併設する場合に、併設施設(投資は補助対象外)の新たな常用雇用者を 2 名まで雇用増の数に含めることができます。

#### (5) 特別の資格を要するもの

##### 「研究員」(自然科学研究所)

- ・ 次のいずれかに該当する者であって、自然科学に関する研究に直接従事する常用雇用者をいいます。
  - 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 3 項に規定する修士若しくは博士の学位又は同項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者

- 2 学校教育法第 104 条第 1 項に規定する学士の学位を有する者であって、自然科学に関する研究に直接従事した職務経験が 3 年以上ある者

## 4 助成対象経費

### (1) 助成対象経費となるもの

- 工場等の工事に着手する日から工事の完成する日までに取得された減価償却資産に限ります。
- 法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）別表 16（一）、（二）又は（四）の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されるもの（「固定資産台帳」に登載されるもの）が対象になります。
- 工場等の新設又は増設をするために必要な施設であって、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げる資産及び同条第 8 号又に掲げる資産（購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。）が対象になります。

#### <所得税法施行令 第 6 条> （抜粋）

- 一 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）
- 二 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
- 三 機械及び装置
- 四 船舶
- 五 航空機
- 六 車両及び運搬具
- 七 工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。）
- 八 次に掲げる無形固定資産

#### ヌ ソフトウェア

（※ 当該工場等の新增設に伴って購入されるソフトウェアであって、道内の事業所において当該事業所に所属する技術者が製作に携わったもののみが、本制度の助成対象経費になります。）

- 操業等のために直接使用されるもののほか、工場等の内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るものを含みます。（具体例は下記参照）

#### 1 内部環境施設

見学者用施設（展示用施設を含む。）、会議室、教育研修関連施設、守衛室、倉庫その他これらに類する施設

#### 2 福利厚生施設（職員が利用するものに限る。）

休憩室、食堂、売店、トイレ、更衣室、浴室、シャワー室、仮眠室、診療室、保育・託児施設その他これらに類する施設

#### 3 敷地内の環境整備施設

緑化施設、駐車場その他これらに類する施設

- リース資産については、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 64 条の 2 第 3 項に規定するリース取引（いわゆる「ファイナンス・リース取引」に該当するもの。）に該当するものであって、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）別表 16（四）の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されるものは、対象になります。

### (2) 助成対象経費とならないもの

- 「土地」の取得費用等は対象になりません。
- 工場等の工事に着手する日より前に取得された減価償却資産及び工事の完成した日より後に取得された減価償却資産は対象になりません。
- 法人税法施行規則別表 16（一）、（二）又は（四）の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されない経費（「固定資産台帳」に登載されない経費）については、対象になりません。
- 専ら販売又は営業を目的とする施設、物流関連施設）工場等と機能的に一体となっているものを除

く。) 、職員住宅、独身寮、体育館、テニスコート、会館、送迎バス・配送トラック・乗用車等工場以外で使用する車両運搬具等は対象になりません。

- ・ リース資産のうち、いわゆる「オペレーション・リース」に該当するものは、対象になりません。
- ・ 過去に本補助金の交付対象となった工場等（以下「補助対象工場等」という。）で、操業等を休止又は廃止したものを新たに取得する場合については、原則対象になりません。

ただし、当該補助対象工場等について増設を行った場合については、増設部分に限り対象となるほか、次に掲げる場合は、対象となります。

- 1 補助対象工場等の操業等を休止又は廃止した理由が倒産による場合であって、当該補助工場等競売又は債権者等により処分された場合
- 2 補助対象工場等について、補助金が返還された場合
- 3 補助対象工場等について補助金交付後 10 年を経過している場合

- ・ 新エネルギー供給業における連系工事負担金は、繰延資産に該当するので対象になりません。

### (3) 助成対象経費から除外されるもの

- ・ 当該工場等の施設の全部又は一部について、「道及び道内の市町村以外の補助制度」により補助を受けているときは、当該補助を受けている施設を投資額の算定の対象から除外します。

(道及び道内の市町村以外の補助制度を受けているときは、本立地補助金の補助対象部分と、道及び道内の市町村の補助対象部分を明確に区分願います。)

- ・ なお、「道及び道内の市町村以外の補助制度」とは、本立地補助金において投資額の算定対象となる施設を補助対象としているものであって、かつ財源の全額又は一部が道費（道内の市町村においては当該市町村の単費）である補助制度以外のものをいい、道又は道内の市町村が間接補助事業者として補助金を交付するものを含むものとします。
- ・ 施設の更新を伴う増設の場合、投資額のうち、製造能力が増加した部分（割合）のみ対象となります。

### (4) 消費税等仕入控除税額の取扱い

- ・ 立地計画の認定を受けた事業者が補助金の交付申請を行う際には、消費税等仕入控除税額について次のとおりとします。

- 1 補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請します。
- 2 補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（交付申請時において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の交付を受けた日の属する認定事業者の事業年度の決算日から 2 ヶ月以内に知事に報告するとともに、当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

## 5 投資額及び賃料・雇用増の算定に係る留意点

### (1) 「投資額」の算定に係る留意点

- ・ 工場等の建物内にある投資額の算定の対象とならない部分は、その床面積を基礎として建物に係る投資額から控除することとします。

なお、算定の対象とならない部分との共用部分についても同様とし、床面積を基礎として当該共用部分の建物に係る投資額から、算定の対象とならない割合を控除することとします。

- ・ 工場等の施設に未使用部分がある場合で、当該部分が投資額の算定の対象となる用途に供される計画がある場合にあっては、当該部分を投資額に含むことができます。
- ・ 事業者が親会社、子会社の関係にある場合において、親会社が投資を行い、子会社に操業を行わせる

ときは、親会社及び子会社を一体のものとして取り扱い、申請者は親会社とします。

なお、親会社及び子会社で投資をする場合は、申請者は親会社とし、親会社及び子会社の投資額を算定対象とします。

## (2) 「賃料」の算定に係る留意点

- ・ 本社機能移転事業（賃借）に係る事務所又は事業所の賃料の算定に当たっては、次に掲げる額を控除することとします。
  - 1 敷金、礼金、共益費その他これらに類する費用の額
  - 2 当該賃料に係る消費税額及び地方消費税額
  - 3 当該賃料について道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けている場合にあっては、当該補助額

## (3) 「雇用増」の算定に係る留意点

- ・ 工場等の操業開始の日において雇用されていた者のほか、操業開始後順次採用された雇用者を含めるものとし、補助金交付申請日において現に雇用されている者の数が算定の基準となります。
- ・ 増設の場合は、次に掲げる人数のうち最小のものを雇用増として算定します。
  - 1 当該増設に係る補助金交付申請日における当該事業者の道内全体の常用雇用の人数から認定申請前3年間における決算期ごとの当該事業者の道内全体の常用雇用の人数のうち最大のものを控除した人数
  - 2 当該工場等が属する事業所における、当該増設に係る認定申請日から補助金交付申請日までに増加した常用雇用の人数
  - 3 当該増設に係る認定申請日から補助金交付申請日までに増加した、当該事業者の道内全体の常用雇用の人数
- ・ 事業者が親会社・子会社の関係にある場合においては、操業を行う事業者が申請事業所において直接雇用する常用雇用に係る雇用増を算定の対象とします。詳しくは、ご相談ください。

## 6 環境の保全について

- ・ 本助成制度においては、「環境の保全について、適切な措置がされていること」を要件としています。
- ・ 公害関係法令等に基づく必要な届出などについて、遺漏なきよう留意願います。
- ・ 環境関連法令は「9 申請手続き等(3)」に記載の法令を指しますが、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、遵守すべき法令及び関係手続についての最終的な確認を行ってください。

## 7 操業状況報告等について

- ・ 補助金の交付の決定があった日の属する事業年度から10年間の各事業年度の操業等の状況を、当該年度の決算終了後4ヶ月以内に、道に報告しなければなりません。
- ・ 補助金の交付の決定後10年以内に、工場等の操業等を休止し、又は廃止（破産手続き開始など知事が定めるものを除く。）しようとするときは、あらかじめ、その理由及び休止又は廃止の予定日を知事に届け出て、休止又は廃止に関する協議を行わなければなりません。また、補助金の交付の決定後10年以内に、操業等を休止又は廃止し、若しくは著しく変更したときは、知事に届け出なければなりません。
- ・ 工場等の操業等の開始後10年以内に工場等を譲渡したときは、当該事実が生じた日から10日以内に、その理由及び譲渡した日を知事に届け出なければなりません。
- ・ 賃貸型高度物流関連事業において、10年以内に契約を解除した場合には、施設設置者は、解除の日から起算して1年以内に当該物流施設に係る賃貸契約を他の物流事業者と締結し、当該物流事業者が業務を開始しなければなりません。

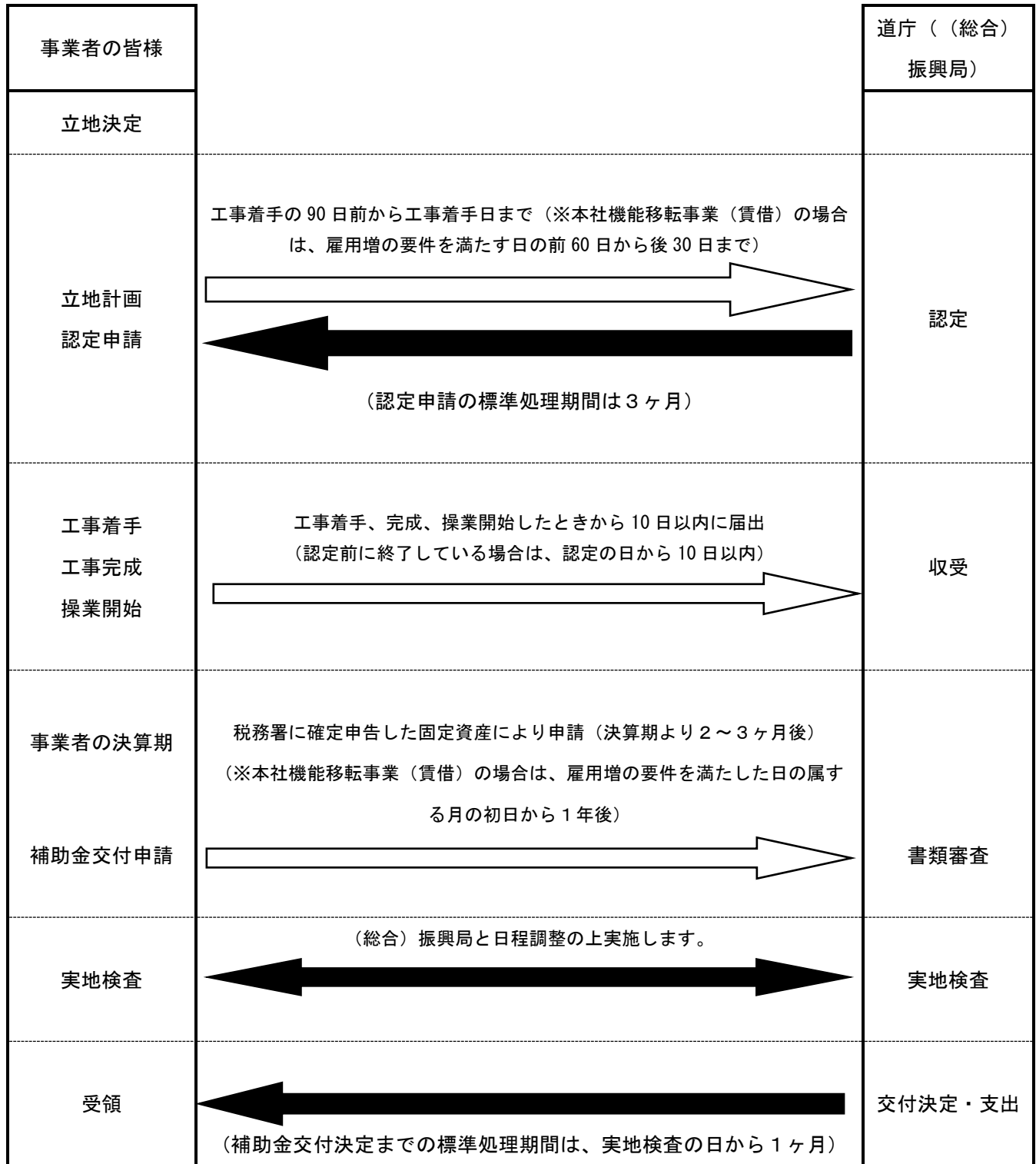
## 8 補助金の返還について

- 以下のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を求めることがありますので、留意願います。
  - 1 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
  - 2 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - 3 補助金の交付の決定後10年以内に当該工場等の操業等を休止し、又は廃止したとき（次に掲げる場合を除く）
    - (1) 災害により操業等の継続ができなくなった場合
    - (2) 企業経営の悪化等により倒産した場合で、既に当該補助金の全部又は一部を交付を受けているとき
    - (3) 知事と操業等の休止又は廃止に関する協議を行い、知事が特にやむを得ないと認めた場合

## 9 申請手続等

- 助成を希望される場合は、立地地域、業種等の要件に該当するか確認する必要がありますので、必ず事前に事業計画の内容等について、道に相談してください。
- なお、立地計画認定申請、各種届出及び補助金申請の受付は、総合振興局及び振興局の「商工労働観光課」になります（巻末一覧ご参照）。これらの書類は正本1通及び副本1通を提出して下さい。

(1) 手続の流れ



（補助金交付後において、企業名、事業費、補助金額等を公表します。）

(2) 「立地計画認定申請書」の記入例と留意事項

ア 立地計画認定申請書

別記第1号様式（第6条関係）

立 地 計 画 認 定 申 請 書

（元号）〇〇年〇月〇日

北海道知事 様

※1

申請者 住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番地

※2 氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第6条第1項の規定による立地計画の認定を受けたいので、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

※1 立地計画認定申請は、工事着手前90日から工事着手日まで（※本社機能移転事業（賃借）の場合は、雇用の要件を満たした日の前60日から後30日まで）に、当該工場等の住所地を所管する（総合）振興局に提出願います。

※2 法人等にあつては、法人の登記事項証明書の住所、氏名、代表者と一致するよう記入願います。

イ 別紙 立地計画

(ア) 「新設」の場合の記載例

別紙

立 地 計 画

1 事業者の概要

(1) 事業者の名称等

ア 住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番地

イ 氏名 〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

ウ 資本金 〇〇億円

エ 設立年月日 （元号）〇年〇月〇日

オ 従業員数 〇〇〇〇人（（元号）〇年〇月〇日現在）

(2) 過去3年間の財務状況

（単位：千円）

区 分	(元号) 〇年度	(元号) 〇年度	(元号) 〇年度	備 考
売 上	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
当期利益	〇千円	〇千円	〇千円	

## 2 企業立地に係る事業の概要

### (1) 目的及び事業の概要（当該新設又は増設に係るもの） ※1

#### ア 事業の目的

当社は、昭和60年に設立し、関東を中心に「△☆」のブランドで小麦粉など食料品製造を行っているが、全国からの受注が増加してきたことから、新たな製造工場建設の必要性が生じ、材料供給の容易さや品質の高さ、生産・輸送コスト等を総合的に判断し、北海道に新工場を設立し、需要増に対応するとともに、材料の調達から販売までを行う一貫生産販売体制の確立を図るもの。

#### イ 事業の概要

- ① △△工業団地に建築面積 1,000 m<sup>2</sup> (延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>)、2階建ての工場を2棟建設するほか、北海道産の小麦を原材料に月1千2百万ケースの小麦粉等の生産を行うため、製造ライン3ラインを設置する。工場建屋及び製造ラインの機械設備などに係る総投資額（土地は除く）は、総額32億円を予定している。（土地代は、3億円を予定）
- ② 原材料については、当面、親会社からの支給を受けるが、操業開始1年後には全量現地調達に移行する予定である。
- ③ 工場新設に伴い生産要員が100名必要となるが、本社工場から工場長など管理者を含め5名が異動するほか95名については全員地元採用を予定している。

#### ウ 特認事業の概要 ※2

- ① 地域未来投資促進法第13条に基づく地域経済牽引事業計画の承認年月日  
(元号) ○年○○月○○日
- ② 経済的効果

今般の工場新設は、地域未来投資促進法に基づく、札幌市の基本計画に係るものであり、従来の当社設備に比し、10%以上の生産性向上が見込まれるとともに、工場に併設して販売店を開設して、将来的には全国への店舗拡大も予定するなど、さらなる雇用の拡大や高品質を背景とした道内農産物の販路拡大を計画しており、高い経済的効果が見込まれる。

### (2) 業種（事業）

#### 食料品製造業（精穀・製粉業） ※3

- (3) 製造する主たる製品（事業）の内容（別表第1の類型Ⅰの半導体関連産業の場合にあっては、製造する主たる製品の名称や納品（予定）先事業者名、半導体の製造との関連性等について記載すること。）

#### 薄力粉、小麦粉 ※4

### (4) 工場の操業開始後5年間の生産計画

(単位：千ケース/月)

生産品目	年度				
	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
薄力粉	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000
小麦粉	1,500	3,000	4,500	6,000	7,500

注1 増設の場合にあっては、既設分と増設分を区分すること。

- 2 工場以外の施設については、記入不要である。

(5) 事業収支計画

(単位：千円)

区分	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事業収入					
売上高	50,000	200,000	210,000	220,000	225,000
利益	▲8,000	50,000	55,000	60,000	65,000

3 企業立地の場所及び時期

(1) 立地の場所

ア 所在地 ○○市○○町○丁目○番地（工業団地への立地の場合は、工業団地名）

イ 名称 ○○○株式会社 北海道工場

(2) 立地の時期（本社機能移転事業（賃借）の場合は、記入不要）

ア 工事着手予定年月日 (元号) ○年○月○日

イ 工事完成予定年月日 ※5 (元号) ○年○月○日

ウ 操業（事業）開始予定年月日 (元号) ○年○月○日

(3) 本社機能移転事業（賃借）の時期

ア 新たに道内に設置された事務所又は事業所における業務の開始予定年月日

イ 20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、30人）以上の雇用増を満たす予定年月日

4 企業立地に係る設備投資に関する事項（本社機能移転事業（賃借）にあっては、新設に係る事務所又は事業所の賃料に関する事項）

(1) 投資予定額の内訳

種別	数量	金額(千円) ※6	備考
建物	2棟 4,000 m <sup>2</sup>	900,000	(元号) ○年○月○日
内訳			建設着手予定
・第一工場	2,000 m <sup>2</sup>	450,000	RC造
・第二工場	2,000 m <sup>2</sup>	450,000	RC造
構築物	一式	200,000	緑化施設、駐車場舗装
機械及び装置	一式	1,800,000	製粉機ほか
工具、器具及び備品	一式	300,000	
合計 ※7		3,200,000	

(2) 所要電力及び用水

ア 所要電力	契約電力	9,800 KW
	月間使用電力	6,120,000 KWH
	年間使用電力	73,440,000 KWH
イ 用水	上水道	140 t/日
	井戸水	4,400 t/日

(3) 生産工程の概要（工場に限る。）

別紙のとおり

(4) 主要原材料及びその調達計画

主要原材料〇〇〇及び×××は、△△△株式会社(親会社)から購入予定

(5) 用地取得、賃借等（別表第1の類型IIの工業団地の区分に係る認定を受けようとする場合に記入すること。）

- ア 所在地
- イ 工業団地名
- ウ 面積(m<sup>2</sup>)
- エ 契約年月日
- オ 所有権移転等の日

(6) 消費電力量（別表第1の類型Iのデータセンター事業として認定を受けようとする場合に記入すること。）

- ア データセンターで使用する年間消費電力量 〇〇KW/年
- イ アの消費電力量のうち再生可能エネルギー電気の消費電力量 〇〇KW/年 ※8
- ウ  $イ \div ア \times 100$  〇〇%

(7) 年間消費エネルギー低減量（対象施設が環境配慮型工場等である場合に記入すること。）

- ア 工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量 〇〇 t-CO<sub>2</sub> ※9
- イ 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により低減された年間消費エネルギー量 △△ t-CO<sub>2</sub> ※10
- ウ  $イ \div ア \times 100$  〇〇%

5 企業立地に必要な資金の調達計画（本社機能移転事業（賃借）の場合は、記入不要）

(1) 所要資金調達計画（金融機関別、年度別）

(単位：千円)

借入年度 金融機関名	(元号) ○年度	(元号) ○年度	(元号) ○年度	合計
〇〇銀行	800,000	600,000	200,000	1,600,000
自己資金	1,600,000			1,600,000
合計 <u>※7</u>	2,400,000	600,000	200,000	3,200,000

(2) 他の補助金の交付（予定） ※11

補助金名	交付（予定）額	交付（予定）年月日
	円	

注 道及び道内の市町村以外の補助制度による補助金並びに道の他の補助金（建設工事費に限る。）の交付（予定）があれば記入すること。

(3) 道内の工場等に係る補助金の交付の概要

名称	所在地	主要製品及び生産能力	交付（予定）年月日

注1 認定申請者に係る道内の工場等の全てについて記入すること。

- 2 「主要製品名及び生産能力」の欄には、工場以外の場合にあつては、主な事業内容を記入すること。
- 3 「補助金の交付等の状況」の欄には、次により記載すること。

(1) 第12条第1項の規定による補助金の交付を受けている工場等については、補助金の交付決定年月日、指令番号、類型の区分及び補助金の額を記入すること。

(2) 第6条第1項の規定による認定を受けている工場等で、当該認定に係る補助金の交付の決定を受けていないものについては、認定年月日及び指令番号を記入すること。

(3) 第6条第2項の規定による認定の申請を行っている工場等で、当該申請に係る認定を受けていないものについては、「認定申請済み」と記入すること。

6 企業立地に伴う雇用に関する事項

(単位：人)

事業所区分	内 訳	認定申請日 A (年月日)	交付申請予定日 B (年月日)	増 減 (B - A)
認定対象事業所	既存常用雇用者数	0	内訳	
			(既存常用雇用)	0
			(出向者) ※12	0
			(道内事業所転入)	0
	(既存常用雇用者 計)	0	0	
	新規常用雇用者数	/	内訳	
			(新規常用雇用)	94
(出向者) ※12			1	
(道外事業所転入)	5			
(新規常用雇用者 計)	100	100		
常用雇用者数 小 計	0	100	E 100	
道内既設事業	事業所	常用雇用者数		
	事業所	常用雇用者数		
	事業所	常用雇用者数		

常用雇用者数 小 計			
合 計	0	C 100	F 100

注 「新規常用雇用者数」とは、当該工場等の新設又は増設に伴い増加する常用雇用者（道外の工場等からの配置換えの者、出向者及び技術習得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、道内の同一事業者内での配置換えの者は含まない。）の人数をいう。

<決算期における道内常用雇用者数>

(単位：人)

認定申請前3年間の道内全体の常用雇用者数の最大値	D 0
年 月期の道内全体の常用雇用者数	
年 月期の道内全体の常用雇用者数	
年 月期の道内全体の常用雇用者数	

<算定の対象となる増加常用雇用者数>

(単位：人)

① 認定申請前3年間の最大値からの増加常用雇用者数 (C-D)	① 100
② 認定対象事業所における増加常用雇用者数 (E)	② 100
③ 道内事業所全体における増加常用雇用者数 (F)	③ 100

算定の対象となる増加常用雇用者数 (①から③までの最小値)	100
-------------------------------	-----

7 企業立地に係る環境の保全に関する事項

環境の保全に係る項目	環境の保全に対する当該工場等の取組
大気関係(ばい煙、粉じん、悪臭関係)	北海道公害防止条例第25条に基づく届出予定
水質関係(土壌汚染関係を含む。)	北海道公害防止条例第25条に基づく届出予定
騒音振動関係	北海道公害防止条例第40条に基づく届出予定
廃棄物関係	
その他	「(3) 環境の保全について」を参考に該当がある場合は記入願います。

8 企業立地に伴う地域貢献等に関する事項

項 目	実施時期	内 容
生活環境への配慮		「(4) 地域貢献活動等について」を参考に記入願います。
自然環境への配慮		
地域貢献活動		

9 認定を受けようとする類型の区分及び業種(事業)

類型(別表第1の類型を記入すること。) 類型 I  
 業種(事業)(別表第1の業種(事業)を記入すること。) 食料品製造業

10 環境配慮型工場等の該当の有無 (有) 無

<添付書類>

(1) 工場見取図

ア 工場等位置図（市町村内の位置図及び、工業団地に立地する場合は工業団地の位置図）

別添 1

イ 工場等内配置図（建築確認申請に使用した設計図等。各部屋の用途、面積、寸法等がわかる鮮明なもの）

別添 2

ウ 設備配置図（設備明細と金額の一覧表を含む。）

別添 3

(2) 生産工程図（工場に限る。）

別添 4

(3) 規則別表第 1 の類型Ⅱの工業団地の区分による認定を受けようとする場合にあっては、工業団地の地域内に立地したことを証する書類（交付要領別記様式 8 によるもの）

別添 5

(4) 会社にあつては、次の事項を記載した書類（会社以外の法人にあつては、これに準ずるもの）

ア 会社の沿革及び現況（主要株主と持株比率の記載を含む）

別添 6

イ 道外の既存工場等の所在地及び名称、生産能力（工場に限る。）並びに雇用者数

別添 7

ウ 最近 3 期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（新会社の場合は、設立総会の議事録等、設立の主旨が示された資料）

別添 8

エ 定款の写し

別添 9

(5) 法人にあつては、法人の登記事項証明書

別添 10

(6) その他参考となるもの ※13

別添 11

※1 新設の理由、事業内容、雇用の状況等を出来るだけ具体的に記入願います。

※2 特認事業とは、札幌市の区域において、地域未来投資促進法第 13 条第 4 項の規定による知事の承認を受けた事業者が行う経済的効果が特に高いと知事が認める新設事業をいいます。この項目は、札幌市の区域に類型Ⅱの立地を行う場合にのみ記載してください。例示を参考にできるだけ詳細に記載されるようお願いいたします。

※3 業種は、「日本標準産業分類」の「中分類（小分類）」を記入願います。ただし、新エネルギー供給業、

データセンター事業、コールセンター事業、高度物流関連事業、本社機能移転事業、植物工場については、該当する事業名を記入願います。

※4 具体的な製品名を記入願います。

※5 工事完成予定年月日は、建物の完成予定年月日ではなく、機械装置の据え付け等新設計画で予定している設備投資を終了し、これらの資産を取得した日です。工事着手日から工事完成日までを取得した資産が補助の対象となります。

※6 法人にあっては法人税法施行規則別表16(一)、(二)又は(四)の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書で申告することとなる資産の取得予定価格を記入願います。

※7 投資額の内訳及び所要資金の調達計画の合計額は一致するよう確認願います。

※8 再生可能エネルギー由来の消費電力量を記入し、その積算内容に係る説明資料を添付願います。またあわせて、小売電気事業者との間で交わされる電気需給契約書の写しなど再生可能エネルギー由来の電力の活用を証明する書類を添付願います。

※9 工場等全体の年間消費エネルギーは、通常設備の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合のことで、積算にあたっては交付要領別記様式10を使用してください。

※10 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により低減可能な年間消費エネルギー量を記入してください。なお、この場合の省エネルギーを目的とした先進的な設備として対象となる設備は、当該設備の製造又は販売を行うメーカー等のカタログや証明書等により、通常設備と比して、当該先進的な設備の性能に基づく消費エネルギー量の低減が客観的に確認可能な設備のみとします。

積算にあたっては交付要領別記様式10を使用してください。

また、導入する省エネルギーを目的とした先進的な設備の種別及びその省エネルギー性能が記載されたカタログ等及びその配置図並びに新エネルギーを活用するために設置する設備の種別(太陽光発電、風力発電、雪氷冷熱利用施設等)及びその設備の配置図を添付願います。なお、外部から新エネルギー由来の電力を購入する場合は「グリーン電力証書」等の新エネルギー由来の電力であることを証明する書類の写しを提出してください。

※11 「4 助成対象経費」の「(3) 助成対象経費から除外されるもの」において、道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けているときは、当該補助を受けている施設を、投資額の算定の対象から除外することについて説明しましたが、「道の他の補助制度」の対象となっている場合は、さらに、補助金額の調整を図りますので、ご注意願います。

この場合の補助金の額は、道の他の補助制度による補助金の額を、本補助金の額から控除した額(その額が零を下回るときは、零)とします。

また、「道の他の補助制度」とは、財源の全額又は一部が道費である補助制度をいい、投資額の算定対象となる施設を補助対象としているものをいいます。

なお、控除の対象となる当該道の他の補助制度による補助金の額は、既に道の他の制度により実際に交付を受けた補助金額とします。

※12 既に認定を受けた出向者又は今後認定を受ける予定の出向者がいる場合は記載してください。

※13 会社案内のパンフレット等を添付願います。

新エネルギー供給業にあっては、電力会社との系統連系に係る各種契約書(再生可能エネルギー発電設備

の認定通知書、発電設備の系統連系検討結果、系統連系及び電力購入申込書など)を添付願います。

高度物流関連事業にあっては、対象事業の要件を満たすことが確認できる書類(貸型高度物流関連事業に該当する場合にあっては、これらの書類のほか賃貸契約書の写し)を添付願います。

## (イ)「増設」の場合の記載例

### 別紙

#### 立 地 計 画

#### 1 事業者の概要

##### (1) 事業者の名称等

ア 住 所 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番地

イ 氏 名 〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

ウ 資本金 〇〇億円

エ 設立年月日 (元号)〇年〇月〇日

オ 従業員数 〇〇〇〇人(元号)〇年〇月〇日現在)

##### (2) 過去3年間の財務状況

(単位:千円)

区 分	(元号)〇年度	(元号)〇年度	(元号)〇年度	備 考
売 上	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
当期利益	〇千円	〇千円	〇千円	

#### 2 企業立地に係る事業の概要

##### (1) 目的及び事業の概要(当該新設又は増設に係るもの) ※1

##### ア 事業の目的

当社は、昭和60年に設立し、北海道及び神奈川県においてセラミック電子部品の製造を行っているが、近年の携帯電話、通信機器などの市場の拡大に伴う需要の増加に対応するため、神奈川工場の誘電体(積層チップコンデンサ)製造部門を北海道工場に集約し、生産の効率化・コスト削減、人員の効率活用等を図るとともに、競争力の向上を図るため、新製品の開発部門を強化することとし、北海道工場の増設を行うものである。

##### イ 事業の概要

① 工場建屋の増築は行わないが、神奈川工場から積層チップコンデンサ製造ライン(3ライン)を移転するとともに、新たに3ラインを増設し、北海道工場における生産量を現行の約3倍(月2,000千個から6,000千個に増産)とするほか、圧電体生産ラインを増設し、当社におけるセラミック部品生産体制の強化を図るものである。製造ライン増設に伴う総投資額は、約23億円を予定している。また、SAWフィルタなど新製品の開発部門を強化し、部品製造から応用製品まで一貫した生産体制の強化を図るものである。

② 電極材料等の原材料については、親会社からの支給を受けるが、市場動向に応じ、道内からの調達も検

討しており、2年後には、北海道で材料の調達から成型・加工・包装・販売までを行う一貫生産販売体制の確立を目指している。

- ③ 今回の増設による生産体制の強化に伴い、新たに55名の生産要員が必要となっており、神奈川工場等から10名の異動者のほか、45名の地元採用を予定しているが、今後の需要増加が見込めることから需要動向を見極めながら更なる増員も検討している。

(2) 業種（事業）

電子部品・デバイス・電子回路製造業（電子デバイス製造業） ※2

- (3) 製造する主たる製品（事業）の内容（別表第1の類型Iの半導体関連産業の場合にあっては、製造する主たる製品の名称や納品（予定）先事業者名、半導体の製造との関連性等について記載すること。）

積層チップコンデンサ、圧電体、SAWフィルタ ※3

(4) 工場の操業開始後5年間の生産計画

（単位：千ケース／月）

生産品目	年度				
	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
積層チップコンデンサ（増設）	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
積層チップコンデンサ（既存）	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
圧電体（増設）	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
圧電体（既存）	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
SAWフィルタ（増設）	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
SAWフィルタ（既存）	0	0	0	0	0

注1 増設の場合にあっては、既設分と増設分を区分すること。

2 工場以外の施設については、記入不要である。

(5) 事業収支計画

（単位：千円）

区分	年度				
	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事業収入					
売上高	50,000	200,000	210,000	220,000	225,000
利益	▲8,000	50,000	55,000	60,000	65,000

3 企業立地の場所及び時期

(1) 立地の場所

ア 所在地 ○○市○○町○丁目○番地（工業団地への立地の場合は、工業団地名）

イ 名称 ○○○株式会社 北海道工場

(2) 立地の時期（本社機能移転事業（賃借）の場合は、記入不要）

ア 工事着手予定年月日 (元号) ○年○月○日

イ 工事完成予定年月日 ※4 (元号) ○年○月○日

ウ 操業（事業）開始予定年月日 (元号) ○年○月○日

(3) 本社機能移転事業（賃借）の時期

ア 新たに道内に設置された事務所又は事業所における業務の開始予定年月日

イ 20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、30人）以上の雇用増を満たす予定年月日

4 企業立地に係る設備投資に関する事項（本社機能移転事業（賃借）にあっては、新設に係る事務所又は事業所の賃料に関する事項）

(1) 投資予定額の内訳

種別	数量	金額（千円） ※5	備考
構築物	一式	200,000	緑化施設、駐車場舗装
機械及び装置		1,800,000	
内訳			
・積層チップコンデンサ	一式	1,000,000	プラズマCVD装置ほか
・圧電体	一式	400,000	〇〇装置ほか
・SAWフィルタ	一式	400,000	△△装置ほか
工具、器具及び備品	一式	300,000	
合計 ※6		2,300,000	

(2) 所要電力及び用水

ア 所要電力 契約電力 9,800 KW  
月間使用電力 6,120,000 KWH  
年間使用電力 73,440,000 KWH

イ 用水 上水道 140 t/日  
井戸水 4,400 t/日

(3) 生産工程の概要（工場に限る。）

別紙のとおり

(4) 主要原材料及びその調達計画

主要原材料〇〇〇及び×××は、△△△株式会社（親会社）から購入予定

(5) 用地取得、賃借等（別表第1の類型IIの工業団地の区分に係る認定を受けようとする場合に記入すること。）

ア 所在地  
イ 工業団地名  
ウ 面積(m<sup>2</sup>)  
エ 契約年月日  
オ 所有権移転等の日

(6) 消費電力量（別表第1の類型Iのデータセンター事業として認定を受けようとする場合に記入すること。）

ア データセンターで使用する年間消費電力量 〇〇KW/年  
イ アの消費電力量のうち再生可能エネルギー電気の消費電力量 〇〇KW/年 ※7

ウ イ÷ア×100 ○○%

(7) 年間消費エネルギー低減量（対象施設が環境配慮型工場等である場合に記入すること。）

ア 工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量 ○○t-CO<sub>2</sub> ※8

イ 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により低減された年間消費エネルギー量 △△t-CO<sub>2</sub> ※9

ウ イ÷ア×100 ○○%

5 企業立地に必要な資金の調達計画（本社機能移転事業（賃借）の場合は、記入不要）

(1) 所要資金調達計画（金融機関別、年度別）

（単位：千円）

借入年度 金融機関名	借入年度			合計
	(元号) ○年度	(元号) ○年度	(元号) ○年度	
○○銀行	500,000	400,000	400,000	1,300,000
自己資金	1,000,000			1,000,000
合計 ※6	1,500,000	400,000	400,000	2,300,000

(2) 他の補助金の交付（予定） ※10

補助金名	交付（予定）額	交付（予定）年月日
	円	

注 道及び道内の市町村以外の補助制度による補助金並びに道の他の補助金（建設工事費に限る。）の交付（予定）があれば記入すること。

(3) 道内の工場等に係る補助金の交付の概要

名称	所在地	主要製品及び生産能力	交付（予定）年月日
○○○株式会社 北海道工場	○○市○○町○丁目○番地	積層チップコンデンサ等 4,000千個/月	類型Ⅰ (元号)○年○月○日 ○○第××号 200,000千円
○○○株式会社 △△工場	△△町△△通△番地	圧電体 2,000千個/月	
○○○株式会社 ××事業所	××村字××	S AWフィルタ 1,000千個/月	

注1 認定申請者に係る道内の工場等の全てについて記入すること。

2 「主要製品名及び生産能力」の欄には、工場以外の場合にあつては、主な事業内容を記入すること。

3 「補助金の交付等の状況」の欄には、次により記載すること。

(1) 第12条第1項の規定による補助金の交付を受けている工場等については、補助金の交付決定年月日、指令番号、類型の区分及び補助金の額を記入すること。

(2) 第6条第1項の規定による認定を受けている工場等で、当該認定に係る補助金の交付の決定を受けていないものについては、認定年月日及び指令番号を記入すること。

(3) 第6条第2項の規定による認定の申請を行っている工場等で、当該申請に係る認定を受けていないものについては、「認定申請済み」と記入すること。

6 企業立地に伴う雇用に関する事項

(単位：人)

事業所区分	内 訳	認定申請日 A (年 月 日)	交付申請予定日 B (年 月 日)	増 減 (B - A)	
認定対象事業所	既存常用雇用者数	40	内訳	(既存常用雇用)	40
				(出向者) ※11	1
				(道内事業所転入)	9
		(既存常用雇用者 計)	50	10	
	新規常用雇用者数	/	内訳	(新規常用雇用)	44
				(出向者) ※11	1
				(道外事業所転入)	10
	(新規常用雇用者 計)	55	55		
	常用雇用者数 小 計	40	105	E 65	
道内既設事業所	△△工場	常用雇用者数	45	50	
	××事業所	常用雇用者数	50	40	
	事業所	常用雇用者数			
	常用雇用者数 小 計	95	90		
合 計		135	C 195	F 60	

注 「新規常用雇用者数」とは、当該工場等の新設又は増設に伴い増加する常用雇用者（道外の工場等からの配置換えの者、出向者及び技術習得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、道内の同一事業者内での配置換えの者は含まない。）の人数をいう。

<決算期における道内常用雇用者数>

(単位：人)

認定申請前3年間の道内全体の常用雇用者数の最大値	D 155
年 月期の道内全体の常用雇用者数	90
年 月期の道内全体の常用雇用者数	155
年 月期の道内全体の常用雇用者数	130

<算定の対象となる増加常用雇用者数>

(単位：人)

① 認定申請前3年間の最大値からの増加常用雇用者数 (C - D)	① 40
② 認定対象事業所における増加常用雇用者数 (E)	② 65
③ 道内事業所全体における増加常用雇用者数 (F)	③ 60



ア 会社の沿革及び現況（主要株主と持株比率の記載を含む）

別添 6

イ 道外の既存工場等の所在地及び名称、生産能力（工場に限る。）並びに雇用者数

別添 7

ウ 最近3期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（新会社の場合は、設立総会の議事録等、設立の主旨が示された資料）

別添 8

エ 定款の写し

別添 9

(5) 法人にあつては、法人の登記事項証明書

別添 10

(6) その他参考となるもの ※13

別添 11

※1 増設の理由、移転（工場の建替えを含む。）の場合は移転する理由、及び事業内容、雇用の状況等をできるだけ具体的に記入願います。

※2 業種は、「日本標準産業分類」の「中分類（小分類）」を記入願います。ただし、新エネルギー供給業、データセンター事業、コールセンター事業、高度物流関連事業、本社機能移転事業、植物工場については、該当する事業名を記入願います。

※3 具体的な製品名を記入願います。

※4 工事完成予定年月日は、建物の完成予定年月日ではなく、機械装置の据え付け等増設計画で予定している設備投資を終了し、これらの資産を取得した日です。工事着手日から工事完成日までに取得した資産が補助の対象となります。

※5 法人にあつては法人税法施行規則別表16（一）、（二）又は（四）の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書で申告することとなる資産の取得予定価格を記入願います。

※6 投資額の内訳及び所要資金の調達計画の合計額は一致するよう確認願います。

※7 再生可能エネルギー由来の消費電力量を記入し、その積算内容に係る説明資料を添付願います。またあわせて、小売電気事業者との間で交わされる電気需給契約書の写しなど再生可能エネルギー由来の電力の活用を証明する書類を添付願います。

※8 工場等全体の年間消費エネルギーは、通常の前年度の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合のことで、積算にあたっては交付要領別記様式10を使用してください。

※9 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により低減可能な年間消費エネルギー量を記入してください。なお、この場合の省エネルギーを目的とした先進的な設備として対象となる設備は、当該設備の製造又は販売を行うメーカー等のカタログや証明書等により、通常の前年度と比して、当該先進的な設備の性能に基づく消費エネルギー量の低減が客観的に確認可能な設備のみとします。

積算にあたっては交付要領別記様式10を使用してください。

また、導入する省エネルギーを目的とした先進的な設備の種別及びその省エネルギー性能が記載されたカ

タログ等及びその配置図並びに新エネルギーを活用するために設置する設備の種別（太陽光発電、風力発電、雪氷冷熱利用施設等）及びその設備の配置図を添付願います。なお、外部から新エネルギー由来の電力を購入する場合は「グリーン電力証書」等の新エネルギー由来の電力であることを証明する書類の写しを提出してください。

※10 「4 助成対象経費」の「（3）助成対象経費から除外されるもの」において、道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けているときは、当該補助を受けている施設を、投資額の算定の対象から除外することについて説明しましたが、「道の他の補助制度」の対象となっている場合は、さらに、補助金額の調整を図りますので、ご注意願います。

この場合の補助金の額は、道の他の補助制度による補助金の額を、本補助金の額から控除した額（その額が零を下回るときは、零）とします。

また、「道の他の補助制度」とは、財源の全額又は一部が道費である補助制度をいい、投資額の算定対象となる施設を補助対象としているものをいいます。

なお、控除の対象となる当該道の他の補助制度による補助金の額は、既に道の他の制度により実際に交付を受けた補助金額とします。

※11 既に認定を受けた出向者又は今後認定を受ける予定の出向者がいる場合は記載してください。

※12 「5 投資額及び賃料・雇用増の算定に係る留意点」の「（3）「雇用増」の算定に係る留意点」において説明しましたが、「増設」については、道内の事業所全体で常用雇用者が純増することを要件としますので、様式に従って算定願います。

※13 会社案内のパンフレット等を添付願います。

新エネルギー供給業にあつては、電力会社との系統連系に係る各種契約書（再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、発電設備の系統連系検討結果、系統連系及び電力購入申込書など）を添付願います。

高度物流関連事業にあつては、対象事業の要件を満たすことが確認できる書類（貸型高度物流関連事業に該当する場合にあつては、これらの書類のほか賃貸契約書の写し）を添付願います。

### （3）環境の保全について

- ・ 各事業者が自ら関係する法律に関して確認し、適切に手続を進める必要があります。
- ・ 手続を進めるに当たっては、該当する関係法令を確認し、手続等の漏れのないようお願いします。

#### 【環境関連法令】

国土利用計画法に基づく土地売買等届出

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地譲渡届出

重要土地等調査法に基づく特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出

都市計画法に基づく開発許可等

河川法に基づく河川区域内における土地の占用・行為許可

港湾法に基づく港湾区域内又は港湾隣接地域内における港湾区域内水域等の占用・行為許可等

海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可

砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可

地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域内の行為許可

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可

土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行地区区域内における建築行為等の許可

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特別警戒区域内の行為許可

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域内における行為許可

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等

景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出

農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続き

農地法に基づく農地転用許可

森林法に基づく林地開発許可、保安林指定解除手続き、伐採及び伐採後の造林届出

文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可

土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出

自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区等内の行為許可等

自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可等

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区内の行為許可

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区内の行為許可

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続き

電波法に基づく伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出

ガス事業法に基づく事業の開始等の届出

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス貯蔵所設置届出

消防法に基づく申請等

航空法に基づく空港周辺における建物等設置の制限、昼間障害標識設置物件の届出

道路交通法に基づく道路使用許可等

道路法に基づく連系線の道路への架設、道路の占用許可・特殊車両通行許可

土地改良法に基づく土地改良財産の他目的への使用、収益等の承認手続

再エネ海域利用法に基づく占用公募制度による事業者選定手続等

漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく漁港の区域内の水域等における占用等の許可

建築基準法に基づく建築確認

騒音規制法に基づく特定施設の設置に係る届出

振動規制法に基づく特定施設の設置に係る届出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業等に係る許可

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置等の届出

水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置等の届出

水産資源保護法に基づく保護水面の区域内の工事許可

温泉法に基づく土地の掘削及び温泉の採取等の許可

電気事業法に基づく各種許可及び届出等

工場立地法に基づく特定工場の新設等の届出

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の発生規制

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置等の届出

北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく管理地区内の行為許可、監視地区における届出

北海道公害防止条例に基づく施設等の設置届出、規制基準の遵守

北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域内の行為許可等

北海道立自然公園条例に基づく特別地域内の行為許可等

北海道屋外広告物条例に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置許可

北海道文化財保護条例に基づく道指定有形文化財の現状変更等の許可

北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域内の土地売買等届出

北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る手続き

北海道地球温暖化防止対策条例に基づく再生可能エネルギー計画書の作成等

北海道漁港管理条例に基づく漁港の区域内の行為許可等

北海道沿岸水域の工事取締条例に基づく沿岸水域における工事許可

#### (4) 地域貢献活動等について

- ・ 道といたしましては、進出企業の皆様と道内企業・大学・試験研究機関・地域社会等が相互に密接な連携を図ることにより、産業集積の効果が高まるとともに、より魅力的な立地環境を御提供できるものと考えております。
- ・ このため、本補助金を活用する場合につきましては、立地計画認定申請時に「地域貢献等に関する事項」について取組計画を立地計画に記載いただくこととしました。
- ・ また、交付申請時及び操業状況報告時には、「地域貢献等に関する事項」についての取組状況を記載いただくこととなります。
- ・ 道といたしましては、皆様の地域貢献等に関する取組を様々な機会を活用して広くご紹介することにより、こうした取組の輪が広がっていくことを期待しております。

##### <生活環境への配慮の記載例>

- 1 工場等の適切な維持管理
  - ① ○○装置を設置し騒音や振動を抑制
  - ② 再生可能エネルギー（○○発電）を活用し環境負荷を低減
  - ③ 適切な排水処理により工場等周辺の水質汚濁を防止
  - ④ 適切な廃棄物処理により周辺の環境を維持
- 2 災害時のレジリエンス強化
  - ① 避難施設として活用を見込む
  - ② 避難生活に必要な物資を提供可能
  - ③ 災害時に備えた耐震補強を実施
- 3 地域特性に応じた必要な配慮
  - ① 雪捨て場の確保
  - ② 用水路の整備

- ③ 工場等までの私道の整備

#### <自然環境への配慮の記載例>

- 1 動植物等の生態系への配慮
  - ① 着工前に専門家による環境影響評価を実施
  - ② 工場等周辺で植樹活動を行い、緑地を確保
  - ③ ○○装置を設置し騒音や振動を抑制
  - ④ 適切な排水処理により工場等周辺の水質汚濁を防止
  - ⑤ 適切な廃棄物処理により周辺の環境を維持
- 2 環境教育等の実施
  - ① 近隣住民の環境教育の場として工場等を活用
  - ② 従業員へ環境教育を実施
  - ③ 工場等における環境活動の取組を広く展開し啓発活動を実施
- 3 地域特性に応じた必要な配慮
  - ① 地域の環境関連イベントに協賛
  - ② 周辺環境に配慮し施設の色彩を調整

#### <地域貢献活動の記載例>

- 1 工場等の建設時の地元発注
  - ① 工場等の建設業務や電気設備、空調設備、機械設備等の設置工事を道内企業に発注
  - ② OA 機器、事務機器等の工場等で使用する備品を道内企業から購入
  - ③ 建設現場の警備を道内企業に発注
  - ④ 建設業務受注企業による下請けを含めた建設作業者の雇用
  - ⑤ 建設作業者が地元で宿泊・飲食することによる地域経済への貢献
  - ⑥ 建物竣工時等の式典業務を地元企業に発注
- 2 操業後における地域経済との取引拡大
  - ① 道内企業への製品部品などの発注及び業務の委託
  - ② 設備のメンテナンス業務、建物の維持修繕業務を道内企業に発注
  - ③ 製造資材、燃料等を道内企業から購入
  - ④ 道内において従業員住宅の所有又は借上げ
  - ⑤ 道内において従業員の研修施設、保養所等を所有
  - ⑥ 従業員が地元で飲食することによる地域経済への貢献
- 3 地域との連携推進
  - ① 商工会議所・商工会等への加入
  - ② 地域イベントや各種行事などの地域づくり等への参加、協力
  - ③ 地域活動のためのコミュニティスペースの開放
- 4 産学連携や産消協働等の取組への協力
  - ① 道内の大学との産学連携の共同プロジェクトの実施

② 道内の企業、大学、試験研究機関との技術連携や事業提携により連携を強化

③ 道産品の積極的な販売、PR、需用拡大に向けた情報提供

5 地域雇用の確保

① 地域及び道内からの雇用の推進

② 障害者、高齢者等の雇用・就業の推進

③ ゆとりある勤労者生活の確保（週休2日制の定着、年末年始休暇等の取得推進）

④ 従業員の職業能力開発の推進

## ＜お問い合わせ先 一覧＞

本庁及び（総合）振興局名	所在地	電話番号
北海道経済部 産業振興局産業振興課	札幌市中央区北3条西6丁目	011(204)5324
北海道空知総合振興局 産業振興部商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126(20)0064
北海道石狩振興局 産業振興部商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目	011(204)5904
北海道後志総合振興局 産業振興部商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136(23)1362
北海道胆振総合振興局 産業振興部商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143(24)9590
北海道日高振興局 産業振興部商工労働観光課	浦河町栄丘東通56号	0146(22)9281
北海道渡島総合振興局 産業振興部商工労働観光課	函館市美原4丁目6番16号	0138(47)9462
北海道檜山振興局 産業振興部商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139(52)6643
北海道上川総合振興局 産業振興部商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166(46)5944
北海道留萌振興局 産業振興部商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1-2	0164(42)8440
北海道宗谷総合振興局 産業振興部商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162(33)2528
北海道オホーツク総合振興局 産業振興部商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152(41)0636
北海道十勝総合振興局 産業振興部商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155(27)8632
北海道釧路総合振興局 産業振興部商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154(43)9183
北海道根室振興局 産業振興部商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153(23)6829
北海道東京事務所 観光・企業誘致課	東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館15階	03(5212)9210
北海道大阪事務所	大阪市北区梅田1丁目3番1-900 大阪駅前第1ビル9階	06(6344)4151
北海道名古屋事務所	名古屋市中区栄4丁目1-1 中部日本ビルディング8階	052(263)1360

令和7年12月26日